

設 計 書			設 計 部 課 名	上 下 水 道 局 下 水 道 課
表 紙 共 枚			設 計 年 月 日	令 和 8 年 6 月 30 日
設 計 書 (閱 覧 用)				
委 託 名	宇和島市浄化センター運転保守管理業務			
委 託 場 所	宇和島市 弁天町 他			
完 成 予 定 日	令 和 13 年 8 月 31 日	工 事 期 間	日 間	

委 託 概 要	今 回		
	維持管理業務 1式		
	終末処理場 1施設		
	マンホールポンプ場 6施設		
単 価 地 区	宇和島42(宇和島市)	単 価 使 用 年 月	令和08年06月
歩 掛 適 用 年 月	下水道維持管理積算要領 2020年版	基 準 適 用 年 月	令和08年06月
適 用 工 種	維持管理業務	調 整 区 分	単独
建設物価、積算資料等適用年月	—		

総括表

[illegible]

業務委託料内訳書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
業務委託費 終末処理場	1	式			
直接業務費	1	式			
保守点検業務費	1	式			明 1 号
運転操作監視業務費	1	式			明 2 号
水質試験業務費	1	式			明 3 号
事務業務費	1	式			明 4 号
その他の業務費	1	式			明 5 号
直接業務費計	1	式			
直接経費計	1	式			
直接経費（率化）	1	式			
直接経費（積上）	1	式			
活性炭入替業務費	1	式			明 6 号
物品調達管理業務費	1	式			明 7 号
技術経費	1	式			
間接業務費	1	式			
業務原価	1	式			
諸経費	1	式			
業務価格	1	式			
消費税等相当額	1	式			
合計					

業務委託料内訳書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
業務委託費 マンホールポンプ 場	1	式			
直接業務費	1	式			
保守点検業務費 マンホールポンプ	1	式			明 8 号
その他の業務費 マンホールポンプ	1	式			明 9 号
直接業務費計	1	式			
直接経費計	1	式			
直接経費(率化)	1	式			
直接経費(積上)	1	式			明 10 号
技術経費	1	式			
間接業務費	1	式			
業務原価	1	式			
諸経費	1	式			
業務価格	1	式			
消費税等相当額	1	式			
合計					

保守点検業務費

明細単価番号
基 準

宇和島市

第 2 号 明細書

運転操作監視業務費

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
業務総括責任者 中央監視		人			
副総括 中央監視		人			
主任 中央監視		人			
技術員 中央監視		人			
技能員 中央監視		人			
主任 汚泥監視		人			
技術員 汚泥監視		人			
技能員 汚泥監視		人			
その他		人			
計					

第 3 号 明細書

水質試験業務費

1 式 当り

[illegible]

事務業務費

明細単価番号
基 準

宇和島市

その他の業務費

明細単価番号
基 準

宇和島市

活性炭調達管理業務費

1 式 当り

[illegible]

物品調達管理業務費

1 式 当り

[illegible]

保守点検業務費 マンホールポンプ

1 式 当り

[illegible]

第 9 号 明細書

その他の業務費 マンホールポンプ

1 式 当り

[illegible]

直接經費

1 式 当り

宇和島市

保守点検業務

現有処理施設能力		10,500m3/日												
実汚水流入量		平均 7,100m3/日												
①	②	③	④	補 正 率						⑥	⑦	職種別業務人数		
基準人数 (人/日)	基準日数 (日)	日数補正 係数	日数補正後 基準人数 (人/日)	M1	M2	M3	M4	M5	⑤ 総補正率 M0	補正後 基準人数 (人/日)	年間延べ 業務人数 (人)	職 種	⑧ 職種構成 比率 (%)	⑨ 人 数 (人)

運轉操作監視業務

施設区分	① 基準人数 (人/日)	② 基準日数 (日)	③ 基準勤務数 (人/日)	④ 年間延べ 業務人数 (人)	職種別業務人数		
					職 種	⑤ 比率 (%)	⑥ 人 数 (人)
中央監視 (24時間連 続業務)					業務総括 責任者		
					副総括 主 任		
					技術員		
					技能員		
					その他		
					人数計		
					業務総括 責任者		
汚泥監視 (昼間業務)					副総括 主 任		
					技術員		
					技能員		
					その他		
					人数計		
					業務総括 責任者		
					副総括 主 任		

水質試験

区分	① 基準人数 (人/日)	② 基準日数 (日)	③ 年間延べ 業務人数 (人)	職種別業務人数		
				職 種	⑤ 比率 (%)	⑥ 人 数 (人)
水質試験				業務総括 責任者		
				副総括		
				主 任		
				技術員		
				技能員		
				その他		
				人数計		

事務業務

区分	① 基準人数 (人/日)	② 基準日数 (日)	③ 年間延べ 業務人数 (人)	職種別業務人数		
				職 種	⑤ 比率 (%)	⑥ 人 数 (人)
事務業務				業務総括 責任者		
				副総括		
				主 任		
				技術員		
				技能員		
				その他		
				人数計		

その他の作業労務

区分	① 基準人数 (人/日)	② 基準日数 (日)	③ 年間延べ 業務人数 (人)	職種別業務人数		
				職 種	⑤ 比率 (%)	⑥ 人 数 (人)
清掃業務				業務総括 責任者		
				副総括		
				主 任		
活性炭交換業務 (水処理棟)				技術員		
活性炭交換業務 (汚泥処理棟)				技能員		
天井クレーン 年次点検				その他		
汚泥沈降剤投入						
散気装置点検						
		計		人数計		

職種別労務単価基準額

① 電工労務単価 (円/人・日)	職種	② 補正率	③=①×② 職種別労務単価	
			計算値 (円/人・日)	百円未満切り捨て (円/人・日)

平均割増労務単価

職種	① 職種別労務単価 基準額 (円/人・日)	② 割増 補正率	③=①×② 職種別労務単価	
			計算値 (円/人・日)	百円未満切り捨て (円/人・日)
業務総括責任者				
副総括				
主任				
技術員				
技能員				
その他				

保守点検所要日数

ポンプ場名	① 巡回頻度 (回/日)	② 年間巡回回数 (回)	③ 保守点検 所要時間 (hr)	④ 保守点検 所要日数 (日)	⑤=②×④ 年間 所要日数 (日)
和霊東町MP 坂下津MP 大宮町MP 大宮町(2)MP 野川3区MP 野川3区No.2MP	1/30	12			
計					

巡回所要日数

① 巡回頻度 (回/日)	② 年間巡回回数 (回)	1巡回当り所要日数			⑥=②×⑤ 巡回年間 所要日数 (日)
		③ 巡回距離計 (Km)	④ 巡回速度 (Km/hr)	⑤ 所要日数 (日)	
1/30	12	10.2			

保守点検業務(マンホールポンプ)

① 基準人数 (人/日)	② 保守点検 所要日数 (日)	基準日数		③=①×② 年間延べ 業務人数 (人)	職種別業務人数		
		巡回年間 所要日数 (日)	計 (日)		職 種	⑤ 比率 (%)	⑥ 人 数 (人)
					業務総括 責任者		
					副総括		
					主 任		
					技術員		
					技能員		
					その他		
					人数計		

その他の業務基準日数

ポンプ場名	① 巡回頻度 (回/日)	② 年間巡回回数 (回)	③ 保守点検 所要時間 (hr)	④ 保守点検 所要日数 (日)	⑤=②×④ 年間 所要日数 (日)
和霊東町MP 坂下津MP 大宮町MP 大宮町(2)MP 野川3区MP 野川3区No.2MP	1/60	6			
計					

その他の業務職種別業務人数計算表

① 基準人数 (人/日)	② 基準日数 (日)	③=①×② 年間延べ 業務人数 (人)	職種別業務人数		
			職 種	⑤ 比率 (%)	⑥ 人 数 (人)
			業務総括 責任者		
			副総括		
			主 任		
			技術員		
			技能員		
			その他		
			人数計		

直接経費

交通誘導警備員	保守点検業務基準日数	その他の業務基準日数	
	+		=
	*	2 人	=
			= 54.9 人
クレーン付 トラック損料	保守点検業務基準日数	その他の業務基準日数	
	+		=
			=

水質試験用試薬 一覧

薬 品 名	1年間 使用量	単位	単価	1年間 金額
硫酸（精密分析用）500ml	12	本		
塩酸 特級500ml	2	本		
硝酸銀 特級500g	3	本		
水酸化ナトリウム（窒素測定用）500g	2	本		
ペルオキシ二硫酸カリウム 窒素・りん測定用100g	2	本		
塩化バリウム（無水）鹿特級500g	1	本		
0.005mol/l 過マンガン酸カリウム溶液 500ml	38	本		
0.0125mol/l しゅう酸ナトリウム溶液（N/40）500ml	25	本		
0.01mol/l チオ硫酸ナトリウム溶液（N/100）500ml	1	本		
よう化カリウム 500g	1	本		
亜硫酸ナトリウム 500g	1	本		
塩化ナトリウム 500g	1	本		
フタル酸塩PH標準液pH4.01（第二種）500ml	6	本		
中性りん酸塩PH標準液pH6.86（第二種）500ml	6	本		
モリブデン（VI）酸アンモニウム四水和物 特級25g	2	本		
L-(+)アスコルビン酸 25g	1	本		
XM-G寒天培地 顆粒300g	5	本		
残留塩素測定用DPD法分析試薬（個別包装）100個入	3	箱		
グリンズαフォーム 500ml 24本入り	1	式		
ウェルパス 速乾性摩擦手指消毒剤 500ml	10	本		
超音波洗浄機用液体洗浄剤 M-251L 4L	1	本		
器具用洗浄剤液クリーンエースS 1kg	10	本		
アースミラブ発砲錠 100錠/箱	1	箱		
蒸留水（大量分取クロマトグラフィー用）18L	1	本		
合 計		本		

宇和島市浄化センター運転保守管理業務委託一般仕様書

第1章 総 則

(目的)

第1条 本仕様書は、宇和島市浄化センター（以下「処理場」という。）及び市内各所マンホールポンプ場（以下「ポンプ場」という。）の委託業務を円滑に実施するため、業務の内容等を定めるものである。

(業務の履行)

第2条 宇和島市（以下「甲」という。）は、受託者（以下「乙」という。）に対し、処理場及びポンプ場（以下「処理場等」という。）の機能を十分達成できるよう契約書、仕様書及びその他関係書類（現場説明含む。）（以下「設計図書」という。）に基づき、運転保守管理業務（以下「業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。乙は、設計図書に基づき誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

(業務の場所)

第3条 業務の場所は、次の各号に掲載された場所とする。

- | | | |
|-----|------------------|--|
| (1) | 宇和島市浄化センター | 住 所：宇和島市弁天町2-1-27
処理方式：標準活性汚泥法
処理能力：日最大 10,500 m ³ /日
対象範囲：別添1の図面の通り |
| (2) | 和霊東町マンホールポンプ場 | 住 所：宇和島市和霊東町1丁目2番2号地先 |
| (3) | 坂下津マンホールポンプ場 | 住 所：宇和島市坂下津甲新13-3番地先 |
| (4) | 大宮町マンホールポンプ場 | 住 所：宇和島市大宮町1丁目3番6号地先 |
| (5) | 大宮町(2)マンホールポンプ場 | 住 所：宇和島市大宮町1丁目3番17号地先 |
| (6) | 野川3区マンホールポンプ場 | 住 所：宇和島市野川甲1260番地先 |
| (7) | 野川3区No2マンホールポンプ場 | 住 所：宇和島市野川甲1273-6番地先 |

(業務の内容)

第4条 乙の業務内容は、次の各号に掲載された処理場等の運転保守管理業務とする。

(1) 運転操作監視業務

設備等を適正に運転するため、宇和島市浄化センター運転管理要領（別紙1）、宇和島市浄化センター計装設備フローシート（別紙2）に基づき、以下の作業を実施する。

- ① 監視室における監視、操作、記録等の作業
- ② 現場（機側の操作盤等）における操作等の作業
- ③ 管理日報の作成、電気室内における計器類の指示値の記録等の作業
- ④ 監視室内の整理、清掃等の作業
- ⑤ 夜間の巡視点検

（２）保守点検管理業務

処理場内設備、ポンプ場設備等の正常な運転を確保するため、保守点検要領（別紙 3）に基づき、以下の作業を実施する。

- ① 日常点検
- ② 臨時点検
- ③ 定期自主点検
- ④ 簡易な故障修理
- ⑤ 点検設備等周辺の清掃

（３）水質試験業務

処理場の適正な維持管理のために行う水質試験について、水質試験要領（別紙 4）に基づき、以下の作業を実施する。

- ① 水質試験業務の作業（採水、分析、洗瓶等を含む）
- ② データの整理等の作業

（４）物品調達管理業務

処理場の適正な維持管理に必要な物品の調達及び管理について、物品調達管理要領（特記仕様書 6）に基づき、以下の作業を実施する。ただし、汚泥処理脱臭用活性炭については特記仕様書 2－1、水処理脱臭用活性炭については特記仕様書 2－2、に従うものとする。

- ① 水処理用薬品、水質試験用試薬の調達及び管理
- ② 消耗品、燃料、油脂類等の管理
- ③ 物品調達に係わる受払簿の作成

（５）事務業務

庶務一般業務に関して以下の作業を実施する。

- ① 甲との業務の打ち合わせ、報告
- ② 日誌、日報、月報、年報の整理、運転記録の整理、文書等の作成、整理等の作業
- ③ 事務室内の整理、整頓等の簡易な作業

（６）その他の業務

- ① 清掃作業要領（別紙 5）に基づく建物（事務室、廊下等）の清掃、除草、屋外清掃等の作業
- ② 脱臭用活性炭交換業務（特記仕様書 2・1、2－2）
- ③ 天井クレーン年次定期検査業務（特記仕様書 3）
- ④ 散気装置点検清掃業務（特記仕様書 4）
- ⑤ 汚泥沈降剤投入業務（特記仕様書 5）

- ⑥ 場内整備に係わる備品、材料等の整理、整頓等の作業
- ⑦ 甲の行う見学者対応への協力
- ⑧ 甲の業務等に必要データの提供

(処理場の維持管理)

第5条 前条における処理場等の維持管理とは、下水道法施行令第13条1項第1号及び第4号から第6号までの各号をいう。

(処理場の運転)

第6条 処理場の運転は、次の各項により行わなければならない。

- (1) 処理場流入管渠は、甲が運転管理要領のなかで定める水位内で運転すること。
- (2) 放流水は、流入基準内(別紙1-1)の流入水に対して、甲が運転管理要領のなかで定める放流基準(別紙1-2)を維持すること。
- (3) 機器の運転は、甲が定める運転管理要領に準拠すること。

(業務形態)

第7条 乙は、業務の履行にあたり原則として、次に掲げる業務形態により行うものとする。

- (1) 運転操作監視業務
 - ① 宇和島市浄化センター(水処理) 24時間連続とする
 - ② 宇和島市浄化センター(汚泥処理) 24時間連続とする
 - ③ マンホールポンプ場 実施計画による
- (2) 保守点検管理業務 実施計画による
- (3) 水質試験業務 実施計画による
- (4) 物品調達管理業務 必要の都度
- (5) 事務業務 必要の都度
- (6) その他の業務 必要の都度

(関係法令の遵守)

第8条 乙は、業務の実施に当たり、次に示す関係法令等を遵守しなければならない。

- (1) 下水道法
- (2) 宇和島市下水道条例、同施行規則
- (3) 環境基本法
- (4) 水質汚濁防止法
- (5) 大気汚染防止法
- (6) 騒音規制法
- (7) 振動規制法
- (8) 悪臭防止法

- (9) 地球温暖化の対策の推進に関する法律
- (10) エネルギーの使用の合理化に関する法律
- (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (12) ダイオキシン類対策特別措置法
- (13) 電気事業法
- (14) 消防法
- (15) 労働基準法
- (16) 労働安全衛生法
- (17) その他関係法令等

(業務総括責任者の要件及び職務)

第9条 乙は、業務総括責任者を選任し、甲に届け出ること。変更があった場合も同様とする。業務総括責任者の要件及び職務は次のとおりとする。

- (1) 下水道処理施設維持管理業者登録規程第3条に定める下水道処理施設管理技士に相当する者で、標準活性汚泥法の下水道終末処理場における運転管理業務経験を3年以上、かつ総括責任者又は副総括責任者として2年以上の経験を有する者であること。
- (2) 現場の最高責任者として、従事者の指揮、監督を行うこと。
- (3) 設計図書により、業務の目的、内容等を十分理解して、施設の機能を把握し、経済的な運転に努めること。
- (4) 日常の業務執行状況を適宜甲に報告するとともに、必要があれば協議を行うこと。
- (5) 従事者の研修を行い、技術の向上、事故の防止、安全衛生の確保に努めること。
- (6) 常に状況を的確に把握し、緊急時には直ちに連絡対応できる状態にしておくこと。

(副業務総括責任者の要件及び職務)

第10条 乙は、業務総括責任者の代理者として、副業務総括責任者を選任し、甲に届け出ること。変更があった場合も同様とする。副業務総括責任者の要件及び職務は次のとおりとする。

- (1) 標準活性汚泥法の下水道終末処理場における運転管理経験を3年以上有する者であること。
- (2) 業務総括責任者を補佐し、業務総括責任者が不在の場合は業務を代行すること。

(業務実施計画書)

第11条 乙は、業務実施計画書を作成し、甲に提出すること。

- 2. 業務実施計画書には次に掲げる事項について記載するものとする。
 - (1) 業務概要に関すること
 - (2) 業務体制に関すること
 - (3) 運転操作監視業務計画に関すること

- (4) 保守点検業務計画に関する事
- (5) 水質試験業務計画に関する事
- (6) 物品調達管理業務計画に関する事
- (7) 安全衛生管理計画に関する事
- (8) 非常配置計画に関する事（緊急時連絡体制、自社の支援体制含む）
- (9) その他の業務に関する事

（必要とする資格）

第12条 乙は、次の資格者を従事者の中に含め、前条に定める業務実施計画書に記載しなければならない。

- | | |
|---------------------------------|------|
| (1) 下水道管理技術認定試験又は下水道第3種技術検定合格者 | 4名以上 |
| (2) 下水道処理施設管理技士 | 2名以上 |
| (下水道処理施設維持管理業者登録規程第3条に定める) | |
| (3) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者 | 4名以上 |
| (旧第2種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者) | |
| (4) 乙種第4類危険物取扱者または甲種危険物取扱者 | 1名以上 |
| (5) 第1種又は第2種電気工事士 | 1名以上 |
| (6) クレーン特別教育講習修了者 | 1名以上 |
| (7) 玉掛技能講習修了者 | 1名以上 |
| (8) 特定化学物質等作業主任者技能講習修了者 | 1名以上 |
| (9) 高圧・特別高圧電気取扱業務に関する特別教育修了者 | 1名以上 |
| (10) 低圧電気取扱業務に関する特別教育修了者 | 1名以上 |
| (11) 自由研削砥石特別教育修了者 | 1名以上 |
| (12) 安全衛生推進者養成講習修了者 | 1名以上 |
| (13) 甲種防火管理講習修了者 | 1名以上 |
| (14) 有機溶剤作業主任者技能講習修了者 | 1名以上 |
| (15) 下水処理場の水質分析業務に関し3年以上の実務経験者 | 1名以上 |
| (16) その他、業務の履行において必要な資格者を確保すること | |

（従事者の構成及び配置）

第13条 乙は、受託業務を完全に履行するため従事者を構成及び配置することとする。

（法定資格者の選任）

第14条 乙は、本業務の実施に必要となる法定資格者の内、次の主任等を選任し、第11条に定める業務実施計画書に記載しなければならない。

- (1) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (2) 危険物保安監督者
- (3) 特定化学物質等作業主任者

(4) 有機溶剤作業主任者

(緊急事態発生時の対応)

第15条 乙は、大規模災害及び重大事故等の緊急事態発生に備え、従事者を非常招集できる体制を確立しておかなければならない。

2 乙は、台風・豪雨などの自然災害または事故等により施設の機能に支障が発生した場合には、非常配置計画に従い業務を遂行するとともに、速やかに甲に連絡し甲の指示を受け対応しなければならない。

3 乙は、重大事故及び重大災害（大地震等）による緊急事態が発生した場合は速やかに甲に連絡し、甲の指示に従わなければならない。

4 乙は、前項の規定に基づく措置を行った場合は、速やかに甲に報告し、当該作業終了後には甲に報告書を提出しなければならない。

5 乙の緊急事態発生時の対応について、乙が本業務の範囲において負担することが適当でないと認められる処置に要した費用については、甲及び乙が協議し、別途定めるものとする。

6 乙は、従事者を配置することが困難な場合には、他の事業所等から速やかに応援の従事者を所定の場所へ配置することに努めなければならない。

(施設機能の確認)

第16条 乙は、業務開始日までに処理場等の各設備・機器について甲立会いのもと機能確認を行い、施設機能が運転管理要領の要求基準を達成するうえで適切な状態（以下「適正水準」という。）にあることを確認する。また、本機能確認において既に適正水準でないことが確認された設備・機器については、甲と乙で協議し、甲は必要な処置を講じるものとする。

2 甲が業務開始日までに必要な処置を講じ得ない場合、甲と乙で協議し、適正水準を満たしていないことを双方確認のうえ、未処置内容を文書化するものとし、これに起因して運転管理要領に示す放流水質基準を満たせない場合、または、施設機能が損なわれ第三者等に被害が生じた場合、甲は乙に対して責を問わない。

3 施設機能確認様式については、乙が作成し甲が承諾した様式とし、乙が施設機能確認書を作成し、甲に提出するものとする。

(提出書類)

第17条 乙は、業務の契約締結後速やかに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 業務総括責任者及び副業務総括責任者届
- (3) 法定資格者選任届
- (4) 従事者名簿
- (5) 業務実施計画書
- (6) 損害賠償保険証の写し
- (7) 事務所等使用願
- (8) 借用品届
- (9) その他甲が必要と認める書類

2 契約期間が満了した時は、速やかに完了届を提出しなければならない。

3 上記提出書類に変更を生じた時は、直ちに変更届を提出する。

第2章 作 業 要 領

(月間作業予定表)

第18条 乙は、業務実施計画書に基づき、各月末までに翌月の月間作業予定表を作成し、甲と協議のうえ提出しなければならない。

2. 乙は、月間作業予定表及び別紙、特記仕様書に定める要領等に従い、誠実にその業務を履行しなければならない。

(業務完了報告書)

第19条 乙は、日常業務の報告書を作成し、甲に提出しなければならない。報告書及び提出は以下のとおりとする。

- (1) 水処理水質日報（翌月14日まで）
 - (2) 汚泥処理日報（翌月14日まで）
 - (3) マンホールポンプ場点検報告書（点検完了時 ※異常等無ければ月報提出時）
 - (4) 不具合報告書（発生時遅滞なく※軽微なものは月報提出時）
 - (5) 簡易修繕報告書（措置時※軽微なものは月報提出時）
 - (6) 入荷報告書（都度）
 - (7) その他報告すべき事項
2. 乙は、当該月に係る業務完了報告書として、以下の報告書等を甲に提出しなければならない。(1) , (2) を当該月の末日、(4) ～ (9) を原則翌月14日までにとりまとめて提出すること。
 - (1) 業務委託完了報告書
 - (2) 当該月の運転実績表（処理場等の運転管理状況の報告）
 - (3) 作業月報
 - (4) 運転月報
 - (5) 水質試験月報
 - (6) 水質汚泥試験月報
 - (7) 不具合・簡易修繕月報
 - (8) その他の報告すべき事項
3. 乙は、当該年度終了に伴い、次に掲げる書類を添付し、速やかに提出するものとする。
 - (1) 当該年度の処理場等施設管理状況説明
 - (2) 運転管理年報
 - (3) 水質試験年報
 - (4) 水質試験薬品管理台帳（在庫表を含む）
 - (5) 物品調達年報（薬品類在庫量を含む）
 - (6) 貸与・支給品年報（在庫表を含む）
 - (7) 故障等緊急対応・措置年報
 - (8) その他の報告すべき事項

(随時の業務の調査)

第20条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について、乙に対し報告を求め、又は自ら調査することができる。

2. 乙は、前項に対して業務の履行状況の説明、又は書類の提出など甲に協力しなければならない。

(運転監視操作業務)

第21条 乙は、発注図書、その他業務の履行に必要とする関係法令を熟知し、完成図書、取扱い説明書等に定める運転方法及び「別紙1 運転要領」に基づき、処理場等の機能を適切及び安定して維持するための運転監視操作を継続して行わなければならない。

2. 乙は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、迅速かつ適切に処置できるよう準備するものとする。
3. 乙は、大幅な運転の変更、大規模な停止及び再運転を行うときは、事前に甲と協議しなければならない。
4. 乙は、施設、設備、機器に異常を発見したときは、甲に報告するとともに、原因を調査し適切に対処するものとする。
5. 乙は運転状況等を月報として甲に提出すること。

(保守点検業務)

第22条 処理場等の設備・装置及び機器等の性能及び機能を確保するとともに、延命を図るため必要な点検・測定・調査及び調整・交換を行うものとする。詳細については「別紙3 保守点検要領」に定める。

2. 乙は、設計図書に定めるもののほか、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知するとともに、作業計画に基づいて、適正に保守点検を実施するものとする。
3. 定期点検で発見した不良箇所は、甲と協議し、簡易な修繕は乙が行うこと。
4. 乙は、有資格者を必要とする点検は、有資格者を配置して行うこと。
5. 乙は、設備機器の点検結果については作業月報に記録し、甲に報告すること。また、設備機器（経年劣化を含む）の修繕の必要が生じた場合は、甲に対して、修繕が必要となる設備機器の現況及びその理由等を速やかに報告（写真添付）すること。

(水質試験業務)

第23条 水質分析業務は、処理場等の目的を達成するため運転管理に必要な水質及び汚泥の試験・解析を行うものとする。

2. 分析の対象項目等は、「別紙4 水質試験」に定める他、日常の運転管理において、処理機能の把握のために必要とする試験は、乙が自らの経験及び知識により定め、

実施すること。

3. 試験は下水試験法、JIS 規格等に定めるところにより実施すること。
4. 試験結果に、異常が見られたときには、必要に応じ甲に報告するものとする。
5. 試験に使用する薬品類には毒劇物に該当する薬品もあるため、その取扱いには十分注意し、安全を期するとともに、薬品の在庫管理や薬品庫の施錠等により、盗難等を防止すること。
6. 乙は、試験結果について水質試験日報、月報に記録し、甲に報告すること。
 - (1) 乙は、各種試験データの情報を保管し、また必要時に引き出せるようにしておくこと。
 - (2) 薬品等の使用量・在庫等について、試験薬品等管理台帳を作成し、その管理状況を記録しておくものとする。この管理記録は、月に 1 回、甲に報告すること。

(安全・衛生の確保)

第 24 条 乙は、労働安全衛生法及びその他の関係法令に定めるところにより、業務の実施にあたって講ずるべき安全に関する事項を定めるとともに、安全管理に必要な対応を講じ、労働災害の防止に努めること。

2. 乙は、業務履行に当たり、電気、薬品類、毒性ガス、酸素欠乏、可燃性ガス等に対し必要な安全対策を行うとともに、適切な作業方法の選択及び適切な従事者の配置を行い、危険防止に努めること。
3. 下水中には、種々の細菌や寄生虫が多く含まれるので、衛生には十分留意しなければならない。
4. 乙は、甲が発注する工事、修繕、他の委託業務が行われる場合には、常に協力し安全管理に支障がないように対応を講じるものとする
5. 乙は、業務の履行にあたり、安全上障害が生じた場合又は障害を発見した場合には、直ちに必要な対応を講じるとともに、速やかに甲に報告を行うこと。甲はその報告を受けた場合は、乙と協議し、必要に応じ追加対応を講じるものとする。

(第三者への対応)

第 25 条 乙は、業務履行にあたり、周辺住民の信頼と理解、協力を得ることに努めるものとする。

2. 処理場等の維持管理に関する、市民、他機関等からの照会、意見、要望、依頼等の対応は、甲が行うものとする。ただし、乙は、甲の求めに応じ、その対応に協力すること。
3. 処理場等への施設見学、視察等の対応は、甲が行うものとし、乙は、見学通路の安全確保、危険個所や立入り禁止区域の表示、施錠の管理等を行うことにより、見学者の事故等の防止に協力するものとする。
4. 乙は、苦情等が寄せられた場合、苦情等を受け付けた日時、申立て人の氏名及び連絡先、内容、応対者の氏名並びに応対内容等を記録し、速やかに甲に報告する

こと。

(廃棄物の取扱い)

第26条 処理場等で発生した沈砂及び脱水汚泥の処分について、沈砂及び脱水汚泥は、甲が契約する産業廃棄物収集運搬業者への引渡しまでとする。

2. 処理場等で発生する沈砂及び脱水汚泥の搬出等の事務代行業務を適正に行うものとする。乙は、これらの結果について記録し、甲に報告すること。

(その他の技術業務)

第27条 乙は、甲が実施する修繕工事、更新工事等に係る工程会議等への参加要請に協力するものとする。

2. 乙は、甲が実施する修繕工事、更新工事等に係る現場立会い、試験運転立会及び操作等の業務に協力するものとする。
3. 乙は、甲が実施する改築に伴う諸作業に協力するものとする。

(省エネルギーの推進)

第28条 乙は、業務の遂行に際し、関係法令を遵守するとともに、処理場等施設内の全エネルギーについて省エネルギーの推進に努めなければならない。

(乙による効率化方策の提案)

第29条 乙は、業務履行にあたり、施設、設備の改善および業務の効率化管理・運営方策に関し、甲に提案できるものとする。なお、施設の一部について必要な設備の設置、変更または改良を行う場合は、乙は甲の承諾を受けて、自己の責任と費用により実施できるものとする。

2. 甲は、乙の提案内容を検討し、承諾若しくは不承諾の旨を乙へ通知することとし、承諾された場合は乙が設置若しくは改良工事を行うものとする。
3. 乙は、前項の承諾に基づく工事を行った場合、その概要については甲に報告すること。
4. 乙は、契約が終了した際は、第2項に基づき設置した設備、機器を撤去しなければならない。ただし、甲及び乙が協議して別途定めた場合はこの限りではない。
5. 第1項において、乙が処理場等に設置した設備の所有権は、乙に帰属するものとする。
6. 乙は、甲が行う施設の改造、修理等において、第2項に基づき設置又は改良等を行った設備が支障となる場合は、乙の責任と費用負担により原状に復旧しなければならない。

(火災の防止)

第30条 乙は、火元責任者及び防火管理者を選び、火気の始末を徹底させ、火災の防止に

努めさせなければならない。

(盗難の防止等)

第31条 乙は、現場における設備機械・備品工具等の盗難および不法侵入者の防止に努めなければならない。

(清掃・整頓)

第32条 乙は、業務場所を適宜清掃するとともに、不要な物品等は整理、整頓し清潔に努めなければならない。

第3章 そ の 他

(事務室等の使用)

第33条 職務遂行に必要な事務室、控室、浴室、便所等（以下、事務室等という）は、契約期間中、無償で貸与する。

- 2 事務室等の使用期間中、乙の責任で汚損等があった場合には、乙の費用で直ちに修復しなければならない。
- 3 事務室等の使用に伴う光熱水の費用は無償とするが、その使用にあたっては宇和島市の空調基準に準じて節約に努めなければならない。
- 4 事務室等は、衛生的で快適な環境を維持するとともに、美観を損なわないよう乙が清掃をしなければならない。
- 5 トイレットペーパー、石鹸及びゴミ収集用ポリ袋等は、甲が負担する。

(完成図書、工具等)

第34条 業務履行上、必要と認めた完成図書、標準工具は甲が貸与する。

- 2 乙は、貸与された物品について台帳を作成し、その保管状況を明らかにしておかなければならない。
- 3 貸与品を損傷、又は紛失した場合には、乙がこれを弁済する。
- 4 点検整備、小修理に必要な工具や測定器具等は、原則として乙の負担とする。

(事務用品等)

第35条 事務処理に必要な事務機器、事務用品は、乙の負担とする。

(従業員の服装等)

第36条 従業員には、清潔で安全な服装をさせ、乙の職員であることを明示する社章等を着用させる。

- 2 業務総括責任者、及び法定資格者には、その旨を明示した名札等を着用させる。

(再委託)

第37条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

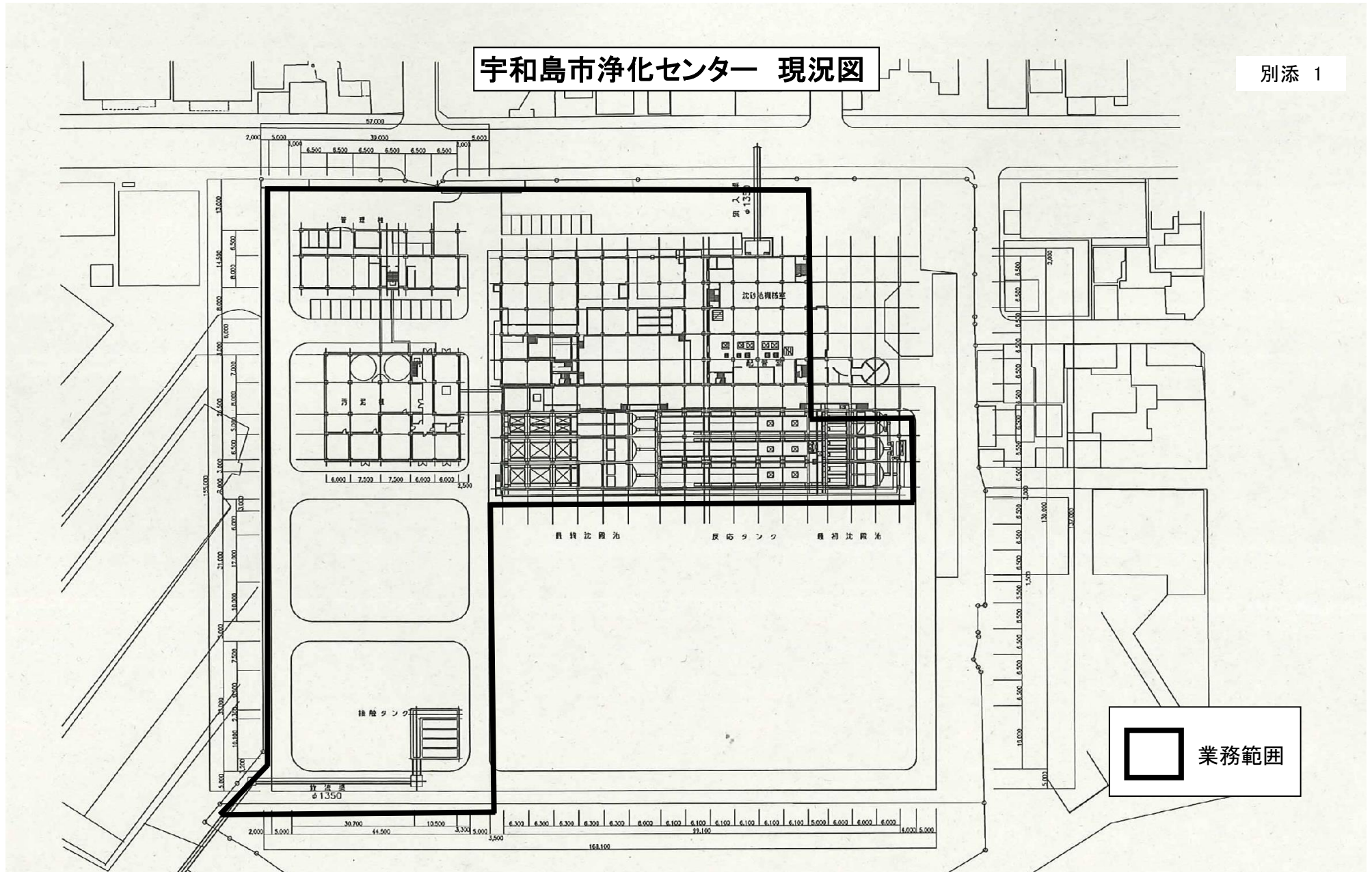
- 2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。
- 3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(協議事項)

第38条 この仕様書に定めのない事項又は解釈について疑義の生じた事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

宇和島市浄化センター 現況図

別添 1



宇和島市浄化センター運転管理要領

第1条 この要領は、宇和島市浄化センターの運転に係る基本事項を定めるものである。

第2条 下水管渠からの溢水事故を防止するため、処理場流入管渠の水位は、T P—
6. 9 5 m以内で運転すること。

第3条 主ポンプの運転は、ポンプ井水位による自動運転とする。ただし、管渠内の汚
泥堆積や、ポンプ井スカム発生防止のため、週1回管底まで水位を下げる低水位運転を
行うこと。

第4条 予備機は、機器の保全管理のため、原則として一定期間毎に稼働機と交代して
運転するものとする。

第5条 処理場からの放流水質は、水質汚濁防止法、下水道法及びそれらの関連法令で
定める水質基準値（別紙1－2 図表1 法令規制値）を遵守しなければならない。
当処理場の設計流入水質（別紙1－1 流入基準）に対して、別紙1－2 図表2 目標
水質基準値を目標水質とする。

2 汚泥脱水機からの脱水ケーキは別紙1－2 図表3 目標基準値を目標年平均含水率
とする。

3 施設の運営に当っては、効率よく運転管理を行うとともに、その運営は担当職員と
打合せのうえ、無駄な運転経費がかからないようにする。特に、最大需要電力は次の
値を目標電力とする。

最大需要電力 3 2 0 kW 以下

流入基準

(1) 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、以下のとおりとする。

項目	水量
日最大流入水量 (m ³ /日)	10,500
令和7年度流入実績水量 (m ³ /年)	2,580,000

(2) 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下表のとおりとする。

項目	範囲
水温 (°C)	11.8 ~ 28.4
PH	6.8 ~ 7.5
BOD (mg/L)	78 ~ 374
SS (mg/L)	53 ~ 579
大腸菌数 (CFU/mL)	3000 ~ 300000
全窒素 (mg/L)	35 ~ 55
全リン (mg/L)	4.0 ~ 7.8
ヨウ素消費量 (mg/L)	1.3 ~ 25.4
塩素イオン (mg/L)	851 ~ 2226

※令和7年度 実績値

放流基準

1. 法定水質基準

浄化センターの供用開始は平成 10 年 3 月以降のため、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）に規定する放流水の水質の技術上の基準が適用される。

上記を踏まえたその他の法令規制値は、下記のとおりとする。

図表 1 法令規制値

項目	法令規制値
pH	5.8 以上 8.6 以下
BOD	20 mg/L 以下
SS	40 mg/L 以下
大腸菌数	800 CFU/mL 以下

2. 目標水質基準

下水道の最大の目的は、公共用水域の水質保全であり、本契約における下記目標基準とし、より良好な水質の放流水を目指すものである。

図表 2 目標水質基準値

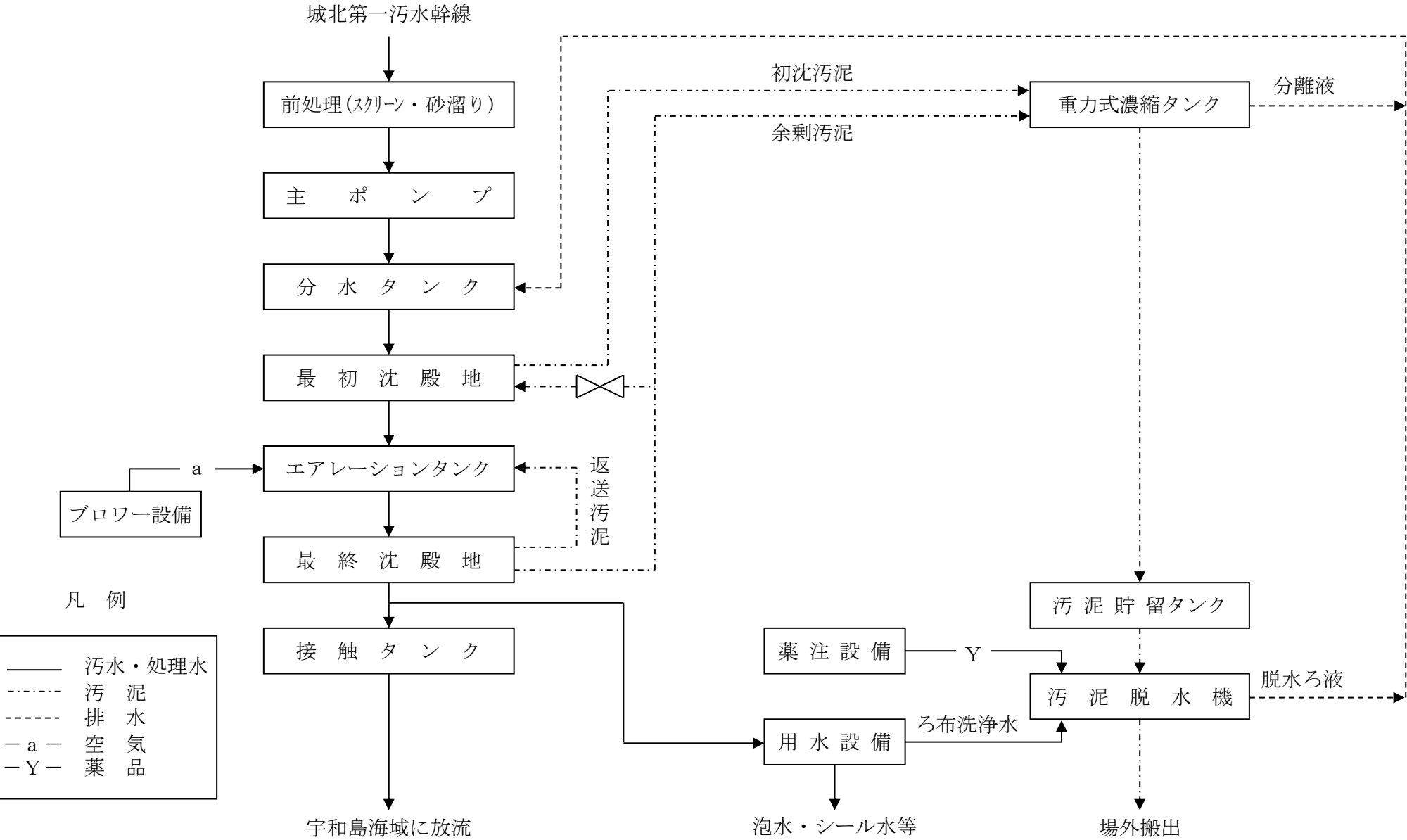
項目	目標水質基準値
pH	5.8 以上 8.6 以下
BOD	15 mg/L 以下
COD	20 mg/L 以下
SS	30 mg/L 以下
大腸菌数	400 CFU/mL 以下
全窒素	25 mg/L 以下
全りん	2 mg/L 以下

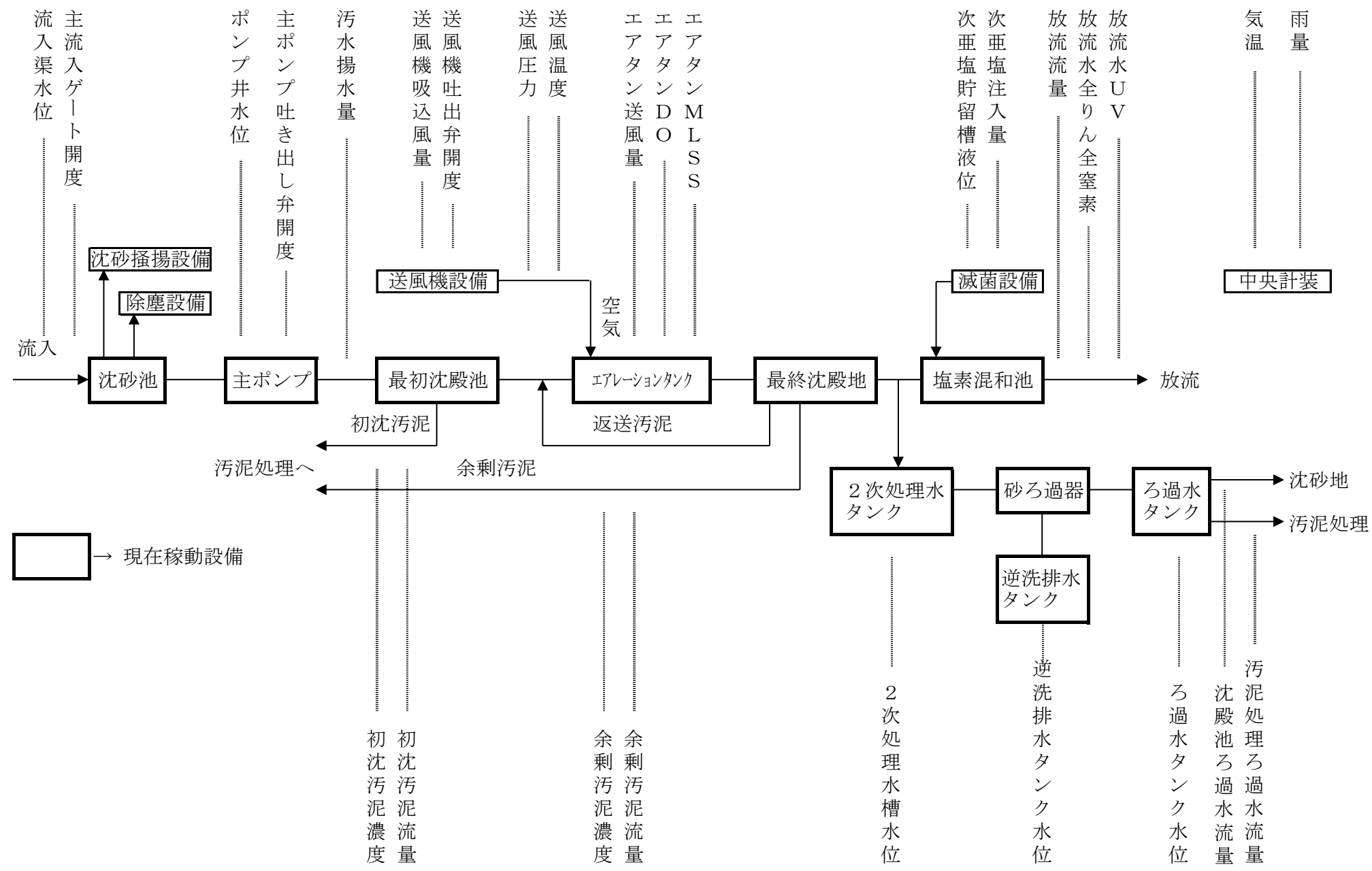
3. 脱水汚泥目標基準

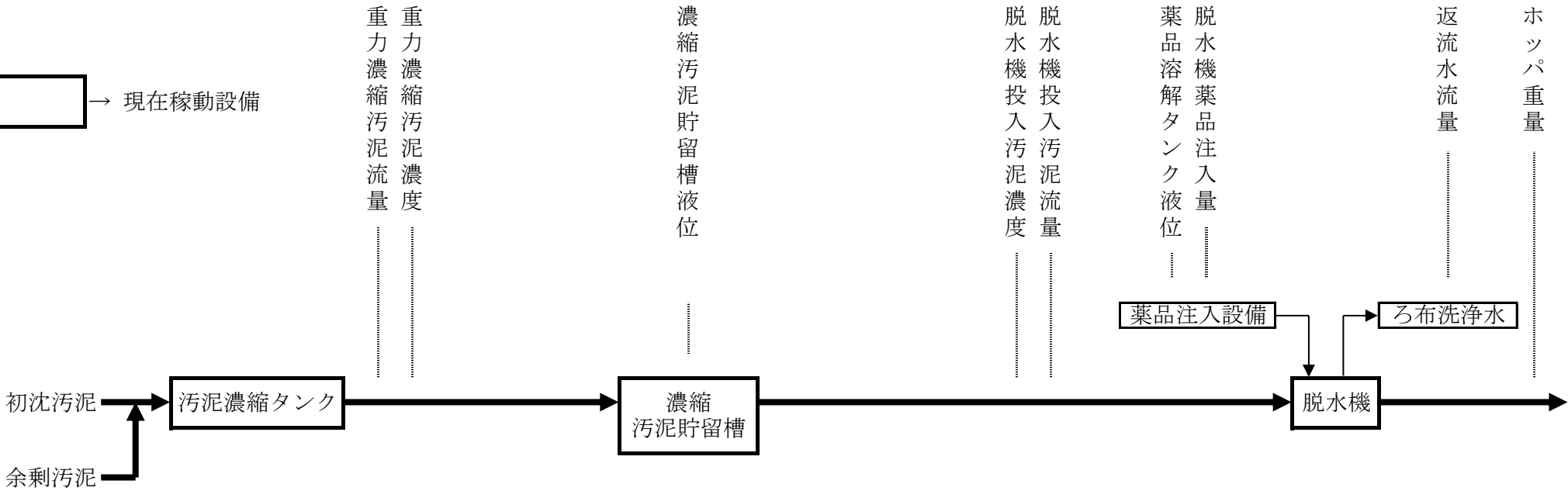
汚泥脱水処理にあたっては、脱水汚泥の含水率は下記を目標基準とする。

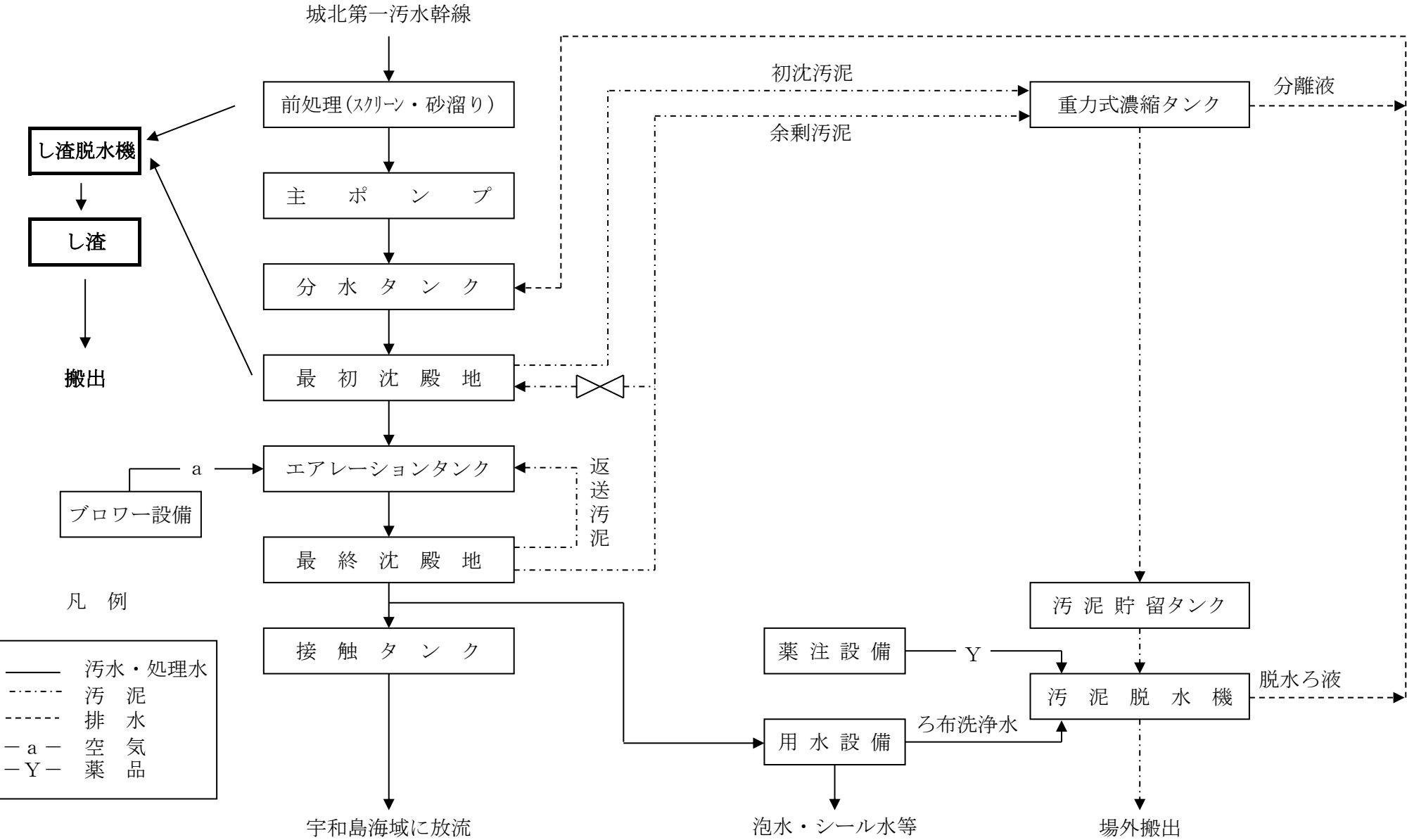
図表 3 目標含水率基準値

項目	目標含水率基準値
年平均含水率	77% 以下









保守点検要領

保守点検は、場内の主要な設備（別紙 6 に詳細別記）の正常な運転を確保するために行うもので、業務内容は次のとおりである。

(1) 日常点検

毎日時間を定めて運転状態の設備・機器を巡回し、異常の有無・徴候を発見するために 1 日あたり 1 回以上行う点検である。主として目視，触感，確認，調整及び記録の作業である。

ア．目視作業

機器を目視し、亀裂，漏れ，錆，臭気及び音により正常か否かを判断する。

イ．触感作業

機器に手を触れ、振動，温度等により正常か否かを判断する。

ウ．確認作業

機器の圧力，温度，流量，電流等計器の指示値を読み，正常か否かを判断する。

エ．調整作業

機器の正常状態からのずれを補正する。

オ．記録作業

点検結果を所定の用紙に記録し，必要により計算を行って機器の状態を判断する。

(2) 夜間の巡視点検

毎日時間を定めて運転状態の設備・機器を巡回し，異常の有無・徴候を発見するために 1 日あたり 1 回以上行う点検である。主として目視，確認及び記録の作業である。

(3) 定期点検

機器の損傷，腐食及び摩耗状態を把握し，修理，修繕等の保全計画を立てるため，週間，1 ヶ月，3 ヶ月，6 ヶ月，1 年等期間を定めて行う点検である。主として測定，調整，分解清掃及び記録等の作業である。

ア．測定作業

機器の摩耗状態及び作動等，測定機器（温度計，振動計，回転計等）を使用して正常か否かを判断する。

イ．分解清掃作業

機器を分解して掃除，消耗品（潤滑油，グランドパッキン等）交換を行う。

(3) 臨時点検

日常点検や通常の運転監視中に発見された故障や異常について，その原因を調査するために臨時に行う点検である。

(4) 定期自主点検

法令などに定期自主検査が義務づけられている機器等は，その規定に基づき定期的に行う点検及び記録である。

(5) 簡易故障修理

特殊な機器，部品，高度な専門技術または外部からの人的応援を必要としないで，勤務時間内に作業，処置できる修理である。

(6) 点検機器周辺の清掃

機器及び設備の据付場所，水路，トラフ等の清掃、補修ペンキ塗り等の作業である。

水質試験要領

1. 水質試験業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常試験 : 毎日実施
 (2) 中試験 : 週1回実施
 (3) 精密試験 : 月2回試験 ※精密試験は中試験を兼ねている。
 (4) 通日試験 : 年4回実施
 (5) 活性汚泥試験 : 週1回実施
 (6) 一般汚泥試験 : 週1回実施

2. 上記各試験の試験項目及び採取箇所は次のとおり

試験項目と採取場所

○ : 日常試験

◎ : 中試験(活性汚泥試験を含む)

● : 精密試験(活性汚泥試験を含む)

★ : 通日試験

検体 項目	流入下水 沈砂池	初沈流入水 初沈入口	初沈流出水 初沈出口	エタン混合水 曝気槽	処理水 終沈出口	放流水 放流口
水温	○○●★	◎●	○○●★	○○●★	○○●★	○○●★
外観	◎●★	◎●	◎●★		◎●★	◎●★
臭気	◎●★	◎●	◎●★		◎●★	◎●★
透視度	○○●★	◎●	○○●★		○○●★	○○●★
P H	○○●★	◎●	○○●★		○○●★	○○●★
蒸発残留物	●★					●★
強熱残留物	●★					●★
強熱減量	●★					●★
溶解性物質	●★					●★
S S	○○●★	◎●	○○●★		○○●★	○○●★
D O	●★		◎●★	○○●★	◎●★	●★
B O D	◎●★	◎●	◎●★		◎●★	◎●★
C O D	○○●★	◎●	○○●★		○○●★	○○●★
塩素イオン	●★					●★

検 体 項 目	流入下水 沈 砂 池	初沈流入水 初沈入口	初沈流出水 初沈出口	エア混合水 曝 気 槽	処 理 水 終沈出口	放 流 水 放 流 口
大 腸 菌	◎●★				◎●	○○●★
残 留 塩 素						○○●★
ヨウ素消費量	●					●
S V				○○●★		
M L S S				○○●★		
M L V S S				●★		
S V I				○○●★		
返 送 S V				○○●★		
返 送 S S				◎●★		
生 物 観 察				◎●★		

○：一般汚泥試験

検 体 項 目	初沈汚泥	終沈汚泥	濃縮汚泥	消化汚泥	脱水ケーキ
水 温	○	○	○		
P H	○	○	○		
蒸発残留物	○	○	○		
強 熱 減 量	○	○	○		○
アルカリ分	○	○	○		
含 水 率					○

以下の項目は別途検査委託とする

水質分析

- ・トリクロロエチレン
- ・ジクロロメタン
- ・1, 2-ジクロロエタン
- ・シス-1, 2-ジクロロエチレン
- ・1, 1, 2-トリクロロエタン
- ・ベンゼン
- ・シマジン
- ・チウラム
- ・セレン
- ・クロム
- ・銅
- ・鉄（溶解性）
- ・カドミウム
- ・六価クロム
- ・アルキル水銀
- ・有機リン化合物
- ・シアン
- ・n-ヘキサン抽出物質（鉱油類）
- ・n-ヘキサン抽出物質（動植物油脂類）
- ・硝酸性窒素
- ・全りん
- ・テトラクロロエチレン
- ・四塩化炭素
- ・1, 1-ジクロロエチレン
- ・1, 1, 1-トリクロロエタン
- ・1, 3-ジクロロプロペン
- ・1, 4-ジオキサン
- ・チオベンカルブ
- ・ホウ素
- ・ヒ素
- ・亜鉛
- ・マンガン（溶解性）
- ・ニッケル
- ・鉛
- ・水銀
- ・PCB
- ・フェノール
- ・フッ素
- ・全窒素
- ・亜硝酸性窒素
- ・アンモニア性窒素
- ・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸

汚泥分析

- ・トリクロロエチレン
- ・ジクロロメタン
- ・1, 2-ジクロロエタン
- ・シス-1, 2-ジクロロエチレン
- ・1, 1, 2-トリクロロエタン
- ・ベンゼン
- ・シマジン
- ・チウラム
- ・セレン
- ・クロム
- ・銅
- ・鉄
- ・カドミウム
- ・六価クロム
- ・アルキル水銀
- ・有機リン化合物
- ・n-ヘキサン抽出物質（鉱油類）
- ・n-ヘキサン抽出物質（動植物油脂類）
- ・テトラクロロエチレン
- ・四塩化炭素
- ・1, 1-ジクロロエチレン
- ・1, 1, 1-トリクロロエタン
- ・1, 3-ジクロロプロペン
- ・1, 4-ジオキサン
- ・チオベンカルブ
- ・ホウ素
- ・ヒ素
- ・亜鉛
- ・マンガン
- ・ニッケル
- ・鉛
- ・水銀
- ・PCB
- ・シアン
- ・フッ素

3. 測定・分析方法は担当職員の指示によらなければならない。
4. 受託者は、測定・分析結果を記録するとともにそのつど報告しなければならない。
5. ここに明記されている以外の水質試験であっても、甲が必要と認めた場合は実施すること。

清掃作業要領

清掃作業は、当該建物の設備、機能を合理的かつ高度に発揮させ、建物全体を最適な環境状態に保つとともに、適切な管理を行うことによって、建物の美観及び存続期間を一層増加させるものである。

1. 日常清掃（宇和島市の休日以外の日、日1回以上の清掃）

（1）ビニールシート床

管理棟1F…作業員控室、水質試験室、玄関ホール、廊下、湯沸室、洗濯室

管理棟2F…湯沸室、廊下、階段A

①ダストモップ、並びに自在ボウキにより塵芥等の除去清掃を行う。

②汚れに応じて水モップを使用し汚れを除去。

（2）カーペット床

管理棟1F…事務室

管理棟2F…会議室

①真空掃除機を用いて塵芥等の除去を行う。

②しみ類は水性及び油性を判断し、その都度しみ抜き作業を実施。

（3）帯電防止タイル

管理棟2F…監視室

①真空掃除機を用いて塵芥等の除去を行う。

②汚れに応じて固く絞った水モップを使用し清掃。

（4）塗装モルタル床

管理棟2F…器材庫

①真空掃除機を用いて塵芥等の除去を行う。

②汚れに応じて堅く絞った水モップを使用し清掃。

（5）畳

管理棟1F…宿直室

①真空掃除機を用いて塵芥等の除去を行い、固く絞った雑巾により拭き上げ。

②汚れに応じて堅く絞った水モップを使用し清掃

（6）木製床

管理棟1F…脱衣室

①真空掃除機を用いて塵芥等の除去を行い、固く絞った雑巾により拭き上げ。

（7）浴室

管理棟1F…浴室

①床面、側面の磁器タイル及び浴槽内は中性洗剤を用いて専用ブラシにて洗浄。

（8）トイレ

管理棟1F…男子用トイレ、女子用トイレ、身障者用トイレ

管理棟2F…男子用トイレ、女子用トイレ

汚泥棟1F…トイレ

汚泥棟2F…トイレ

水処理施設…トイレ

①中性洗剤を用いて専用ブラシにて洗浄後、汚水等の拭き取り、側面タイルの拭き上げ。

②衛生陶器の拭き上げ。

③トイレットペーパーの補充及び三角コーナーの汚物の除去及び清掃。

（9）その他

管理棟1F、2F

①ゴミ箱及び吸殻入れのゴミ、吸殻等の除去及び容器の清掃。

②ドア、間仕切等の拭き上げ。

③手摺り、金属部分及び備品類の拭き上げ。

④低所のガラス、ドア及び鏡の拭き上げ。

⑤流し台、ガスコンロの拭き上げ。

2. 定期清掃（年1回以上の清掃）

（1）ビニールシート床

管理棟1F…作業員控室、水質試験室、洗濯室、玄関ホール、廊下

管理棟2F…廊下、階段A

- ①適正な中性洗剤を用いて洗浄し、モップで拭き上げ、乾燥後にワックスを数回塗布。
- ②柔軟床材の為、使用ワックスについては厳選すること。
- ③ワックスの黄変等の場合は、随時剥離洗浄作業を行い、床材の保護と美観の維持に努めること。

（2）帯電防止タイル

管理棟2F…監視室

- ①適正な中性洗剤を用いて洗浄し、モップで拭き上げ、乾燥後にワックスを数回塗布。
- ②ワックスの黄変等の場合は、随時剥離洗浄作業を行い、床材の保護と美観の維持に努めること。

（3）アルミステン・ガラス・サッシ清掃

管理棟…1F、2F及びカーテンウォール部分

汚泥棟…通用口部分

水処理施設…通用口部分

- ①適正な専用洗剤を用いて拭き上げる。但し、内面は汚れを完全に除去すること。
- ②アルミステン・サッシは海風による錆等を防止する為、防錆剤を塗布すること。

3. 随時清掃

植栽部分の除草及び屋外清掃等

4. 特殊清掃

水処理施設のうち最初沈殿池の水路は週1回以上、最終沈殿池のウエアープレート及び水路清掃は週1回以上、その他の水処理施設では月1回以上実施する。

5. 経費の負担区分

（1）発注者が負担する経費

トイレットペーパー、水、石鹼及びゴミ収集用ポリ袋

（2）受注者が負担する経費

日常・定期清掃に必要な機械、器具及び材料等

宇和島市浄化センター 主要設備一覧

別紙6

設備名	機器名称	仕 様	数量
沈砂池設備	細目スクリーン	耐食性ダブルチェーン式 連続式自動除塵機 水路巾1000×水深3100×70° ×0.75kw 目巾20mm	1
	しさ搬出機	トラフ型ベルトコンベヤ 巾600×機長(軸心距離)14300×20m/min×1.5kw	1
	沈砂しさ洗浄装置	機械攪拌式 0.6m ³ /h×3.7kw 目巾5mm	1
	しさ脱水機	二軸対向スクリー式 600L/h×0.75kw	1
	スカム分離機	回転ドラム式 2.0m ³ /min×0.4kW 目巾 5	1
	沈砂分離機	湿式サイクロン 0.8m ³ /min	1
	揚砂ポンプ	水中渦流ポンプ φ100×0.8m ³ /min×21m×11kW	1
水処理脱臭設備	脱臭ファン	FRP製ターボファン 120m ³ /min×230mmAq×11kW	1
主ポンプ設備	主ポンプ	立軸渦巻斜流ポンプ φ250×7.1m ³ /min×15m×37kW	2
	主ポンプ	立軸渦巻斜流ポンプ φ300×10.2m ³ /min×15m×45kW	1
	ポンプ井排水ポンプ	無閉塞形汚泥ポンプ φ150×1.5m ³ /min×16m×11kW	2
	ポンプ井攪拌機	水中ミキサー 35.4m ³ /min 7.5kW	1
最初沈殿池設備	初沈汚泥掻寄機	チェーンフライト式(1水路1駆動) 水路巾2850×長さ12000×水深3000×0.6m/min×0.75kW	2
	初沈汚泥掻寄機	チェーンフライト式(2水路1駆動) 水路巾2850×長さ12000×水深3000×0.6m/min×0.4kW	2
	初沈汚泥ポンプ	横軸無閉塞形ポンプ φ100×0.8m ³ /min×6m×3.7kW	2
	初沈スカム移送ポンプ	吸込スクリー付水中汚泥ポンプ φ100×1.0m ³ /min×6m×2.2kW	1
	初沈スカムスキマー	無動力式スカムスキマー 長さ2000	4
生物反応槽設備	ステップ可動堰	手動式鋳鉄製可動堰 巾600×高さ400 池寸法 巾6000×長さ6000×水深5500	12
	散気装置(1)	水中機械式 送風量 1.4Nm ³ /min・台×2.2kW	6
	散気装置(2)	散気板 通気量80ℓ/min, 8枚/ライザー	36
	消泡ノズル	可動式 8ℓ/min	81
最終沈殿池設備	終沈汚泥掻寄機	チェーンフライト式(1水路1駆動) 水路巾2850×長さ29500×水深3250×0.3m/min×0.75kW	2
	終沈汚泥掻寄機	チェーンフライト式(1水路1駆動) 水路巾6000×長さ29500×水深3250×0.3m/min×0.4kW	2
	返送汚泥ポンプ	吸込スクリー付渦巻ポンプ φ100×1.0m ³ /min×4m×2.2kW	2
	返送汚泥ポンプ	吸込スクリー付渦巻ポンプ φ150×1.9m ³ /min×4m×3.7kW	1
	終沈スカム移送ポンプ	吸込スクリー付水中汚泥ポンプ φ150×2m ³ /min×11m×7.5kW	1
	終沈スカムスキマー	無動力式スカムスキマー 長さ2000	2
	終沈スカムスキマー	無動力式スカムスキマー 長さ5000	1
	余剰汚泥ポンプ	横軸無閉塞形汚泥ポンプ φ100×0.8m ³ /min×6m×3.7kW	2
消毒設備	次亜塩貯留タンク	立形定置式 最大貯留容量4.0m ³	1
	次亜塩注入ポンプ	容量可変型ダイヤフラムポンプ 最大注入量300cc/min×0.4kW	2

設備名	機器名称	仕 様	数量
送風機設備	送風機	鋼板製多段ターボブロワ $\phi 200 \times 20\text{m}^3/\text{min} \times 6800\text{mmAq} \times 45\text{kW}$	2
	送風機	鋼板製多段ターボブロワ $\phi 200 \times 40\text{m}^3/\text{min} \times 6800\text{mmAq} \times 75\text{kW}$	1
	湿式空気ろ過機	回転油膜式 $100\text{m}^3/\text{min} \times 0.2\text{kW}$	1
	乾式空気ろ過機	自動巻取式 $100\text{m}^3/\text{min} \times 0.2\text{kW}$	1
用水設備	砂ろ過器	移動床式上向流砂ろ過器 $640\text{m}^3/\text{日}$	1
	原水ポンプ	横軸渦巻ポンプ $\phi 65 \times 0.6\text{m}^3/\text{min} \times 18\text{m} \times 3.7\text{kW}$	2
	原水用ストレーナー	自動洗浄ストレーナー $1.8\text{m}^3/\text{min} \times 0.4\text{kW}$	1
	消泡水ポンプ	横軸渦巻ポンプ $\phi 150 \times 1.7\text{m}^3/\text{min} \times 25\text{m} \times 15\text{kW}$	2
	消泡水用ストレーナー	自動洗浄ストレーナー $2\text{m}^3/\text{min} \times 0.4\text{kW}$	2
	沈砂池系ろ過水移送ポンプ	横軸渦巻ポンプ $\phi 80 \times 0.7\text{m}^3/\text{min} \times 30\text{m} \times 11\text{kW}$	2
	汚泥棟系ろ過水移送ポンプ	横軸渦巻ポンプ $\phi 100 \times 1.3\text{m}^3/\text{min} \times 8\text{m} \times 3.7\text{kW}$	2
	逆洗排水ポンプ	横軸無閉塞渦巻ポンプ $\phi 150 \times 1.8\text{m}^3/\text{min} \times 14\text{m} \times 15\text{kW}$	2
	空気圧縮機	可搬式空気圧縮機 $400\text{l}/\text{min} \times 8.5\text{kgf}/\text{cm}^2 \times 3.7\text{kW}$	2
汚泥濃縮設備	初沈汚泥用スクリーン	ドラム回転型 目開 $4 \times 1.6\text{m}^3/\text{min} \times 0.4\text{kW}$	1
	しき搬出機	トラフ型ベルトコンベヤ 巾 $600 \times$ 機長(軸心距離) $6300 \times 20\text{m}/\text{min} \times 1.5\text{kw}$	1
	しき脱水機	スクリュース式 $0.6\text{m}^3/\text{h} \times 2.6\text{kW}$	1
	濃縮汚泥掻寄機	中央駆動懸垂形 タンク寸法 $\phi 6500 \times$ 側水深 $3000 \times 2 \sim 3\text{m}/\text{min} \times 0.4\text{kW}$	1
	重力濃縮汚泥ポンプ	無閉塞形汚泥ポンプ $\phi 100 \times 0.7\text{m}^3/\text{min} \times 13\text{m} \times 7.5\text{kW}$	2
	機械濃縮汚泥 汚泥貯留槽攪拌機	立形攪拌機 $\phi 1900 \times 11\text{kW}$ 汚泥量 50m^3	1
汚泥脱水設備	汚泥供給ポンプ	一軸ねじ式汚泥ポンプ $\phi 65 \times 1.7 \sim 5.0\text{m}^3/\text{h} \times 20\text{m} \times 2.2\text{kw}$	2
	汚泥脱水機	圧入式スクリュープレス $\phi 500$ 10.55kw	2
	洗浄水ポンプ	片吸込多段渦巻ポンプ $\phi 40 \times 0.12\text{m}^3/\text{min} \times 40\text{m} \times 3.7\text{kw}$	2
	薬品供給ポンプ	一軸ねじ式ポンプ $\phi 32 \times 3.6 \sim 10.4\text{L}/\text{min} \times 20\text{m} \times 0.75\text{kw}$	2
	ケーキ搬出コンベヤ	トラフ型ベルトコンベヤ 巾 $600 \times$ 機長(軸心距離) $14300 \times 20\text{m}/\text{min} \times 1.5\text{kw}$	1
	ケーキホッパ	鋼板製角形ホッパ $11.5\text{m}^3 \times 4.4\text{kW}$	1
	定量供給機	粉体自動供給機 0.4kw	1
	薬品タンク攪拌機	立型攪拌機 $5.5\text{kw} \times 400\text{v} \times 60\text{Hz} \times 4\text{p}$	1
	返流水ポンプ	横軸汚泥ポンプ $\phi 150 \times 3.5\text{m}^3/\text{min} \times 12\text{m} \times 15\text{kW}$	2
	返流水攪拌機	水中ミキサー $19.8 \sim 396\text{m}^3$	1
	脱水機用空気圧縮機	可搬式空気圧縮機 $600\text{l}/\text{min} \times 8.5\text{kgf}/\text{cm}^2 \times 5.5\text{kW}$	2

設備名	機器名称	仕 様	数量
汚泥処理脱臭設備	脱臭ファン	片吸込ターボファン 62m ³ /min×330mmAq×7.5kW	1
電気設備	受変電設備	受電6.6kV 動力420V 照明210-105V	1
	電源装置	監視制御用無停電電源装置	1
	非常用自家発電装置	ガスタービン発電装置 625kVA×6.6kV	1
和霊東町 マンホールポンプ場	水中汚水ポンプ	ツルミ着脱式水中汚水ポンプ Φ100×5.5kw 揚程9.1m	2
坂下津 マンホールポンプ場	水中汚水ポンプ	新明和着脱式水中汚水ポンプ Φ65×0.45m ³ /min×1.5kw 全揚程7.3m	2
大宮町 マンホールポンプ場	水中汚水ポンプ	エバラ着脱式水中汚水ポンプ Φ50×0.071m ³ /min×0.4kw 全揚程9.6m	2
大宮町(2) マンホールポンプ場	水中汚水ポンプ	新明和着脱式水中汚水ポンプ Φ50×0.159m ³ /min×0.75kw 全揚程5.6m	2
野川3区 マンホールポンプ場	水中汚水ポンプ	クボタ着脱式水中汚水ポンプ Φ50×0.159m ³ /min×0.75kw 全揚程5.2m	2
野川3区No2 マンホールポンプ場	水中汚水ポンプ	クボタ着脱式水中汚水ポンプ Φ50×0.159m ³ /min×0.75kw 全揚程5.1m	2

特 記 仕 様 書 1

1. 業務名

マンホールポンプ場運転管理

2. 業務場所 (6箇所)

- 1) 和霊東町マンホールポンプ場 (宇和島市和霊東町1丁目2番2号地先)
- 2) 坂下津マンホールポンプ場 (宇和島市坂下津甲新13-3番地先)
- 3) 大宮町マンホールポンプ場 (宇和島市大宮町1丁目3番6号地先)
- 4) 大宮町(2)マンホールポンプ場 (宇和島市大宮町1丁目3番17号地先)
- 5) 野川3区マンホールポンプ場 (宇和島市野川1260番地先)
- 6) 野川3区No2マンホールポンプ場 (宇和島市野川1273-6番地先)

3. 業務の目的

汚水マンホールポンプ施設の維持・管理

4. 業務内容 (1箇所あたり)

(1) 保守点検

- (イ) 日常点検…様式1 (マンホールポンプ日常点検記録) に則り、年12回以上実施すること。
 - (ロ) 定期点検…様式2 (マンホールポンプ定期点検記録1, 2) に則り、年1回以上実施すること。
 - (ハ) ポンプ引揚清掃…2台 (マンホール高圧洗浄、ポンプ清掃、オイル交換) 年1回
 - (ニ) マンホール洗浄…必要に応じて実施すること。(高圧洗浄、水位計洗浄) 年1回
- 坂下津マンホールポンプ場については年6回実施すること。

(2) 異常通報時の対応

遠方自動通報装置が作動した場合、自動通報装置通知内容より原因の特定を行い、更に現地での確認及び対応を行うこと。

5. 業務範囲

- (1) ポンプ引揚にかかる必要重機
- (2) 引揚清掃作業
- (3) オイル交換 (必要に応じて)
- (4) 交通誘導員
- (5) 道路使用許可願 届出

特 記 仕 様 書 2－1

1. 業務名

宇和島市浄化センター汚泥処理脱臭用活性炭交換業務

2. 業務場所

宇和島市浄化センター 汚泥処理棟脱臭室

3. 業務時期

毎年2回、活性炭状況に応じて実施時期を決定すること。

4. 活性炭の種類

次の製品と同等以上のものとする。

分 類	品 名	使 用 量
塩基性ガス用	エバダイヤ AG-430S	1, 392 k g
酸性ガス用	エバダイヤ AG-410	1, 050 k g
中性ガス用	エバダイヤ AG-400S	2, 992 k g

5. 業務内容

(1)活性炭吸着塔の構造

(イ)型式 カートリッジ式活性炭吸着塔

(ロ)カートリッジ

段	活性炭	カートリッジ数	1カートリッジあたりの活性炭量
上段	中性ガス用活性炭	4	374 k g
中段	塩基性ガス用活性炭	2	348 k g
下段	酸性ガス用活性炭	2	262.5 k g

(2)活性炭交換手順

- (イ)活性炭の入れ替え作業部分にはブルーシート及び板により床養生を行う。
- (ロ)活性炭吸着塔上のカートリッジ搬出入口のアイナットを緩め、チェンブロックを使用して蓋を開ける。
- (ハ)活性炭吸着塔内部のカートリッジを、チェンブロックにより活性炭吸着塔前面に降ろす。
- (ニ)屋外にブルーシートを敷き、クレーンを使用してその上にカートリッジを載せる。
- (ホ)活性炭抜き取り装置（パワークリーナー）により、古い活性炭を抜き取り、新しい活性炭を詰め込む。
- (ヘ)カートリッジのパッキンを張り替える。パッキンは下記の製品を使用すること。
- 製品名：ネオロン（角ヒモ WF加工）
- 寸法：厚10mm×幅50mm（50m）
- 会社名：株式会社信川護謨工業所
- (ト)カートリッジを搬出した逆の手順により、搬入する。
- (チ)カートリッジ交換作業によって汚れた床は、モップ等により掃除を行う。

(3)その他

- (イ)交換作業は、指定された日の午前8時30分から午後5時15分までの間にすべて完了しなければならないため、活性炭の取り扱いに熟練した作業員によって行うこと。
- (ロ)使用済みの活性炭は、受託者が適正に処分すること。
- (ハ)床養生に使用するブルーシート、板及びクレーンは受託者が準備すること。
- (ニ)カートリッジを上げ下げする電動チェンブロックは受託者が準備すること。
- (ホ)カートリッジのパッキンは受託者が負担すること。
- (ヘ)カートリッジ及び活性炭の順番は決まっているため、正しく行うこと。

特 記 仕 様 書 2-2

1. 業務名

宇和島市浄化センター水処理脱臭用活性炭交換業務

2. 業務場所

宇和島市浄化センター 水処理棟脱臭室

3. 業務時期

毎年1回、活性炭状況に応じて実施時期を決定すること。

4. 活性炭の種類

次の製品と同等以上のものとする。

分 類	品 名	使 用 量
塩基性ガス用	エバダイヤ AG-100A	1, 450 kg
酸性ガス用	エバダイヤ AG-100S	1, 200 kg
中性ガス用	エバダイヤ AG-100N	1, 200 kg

5. 業務内容

(1) 活性炭吸着塔の構造

(イ) 型式 カートリッジ式活性炭吸着塔

(ロ) カートリッジ

段	活性炭	カートリッジ数	1カートリッジあたりの活性炭量
上段	中性ガス用活性炭	4	300 kg
中段	酸性ガス用活性炭	4	300 kg
下段	塩基性ガス用活性炭	4	362.5 kg

(2) 活性炭交換手順

(イ) 活性炭の入れ替え作業部分にはブルーシート及び板により床養生を行う。

(ロ) 活性炭吸着塔横のカートリッジ搬出入口のアイナットを緩め扉を開ける。

高所部分は移動式作業架台を使用する。

(ハ) 活性炭吸着塔天井部のホイストレールを、レール先端の引き手を引いて収納部より引き出す。

(ニ) 活性炭吸着塔内部のカートリッジをホイストレールに吊るしたチェーンブロックにより活性炭吸着塔前面まで移動させて台車の上に降ろす。

(ホ) 台車で搬入口まで移動させる。

(ヘ) 屋外にブルーシートを敷き、クレーンを使用してその上にカートリッジを載せる。

(ト) 活性炭抜き取り装置（パワークリーナー）により、古い活性炭を抜き取り、新しい活性炭を詰め込む。

(チ) カートリッジのパッキンを張り替える。パッキンは下記の製品を使用すること。

製品名：ネオロン（角ヒモ WF加工）

寸法：厚10mm×幅50mm（50m）

会社名：株式会社信川護謄工業所

(リ) カートリッジを搬出した逆の手順により、搬入する。

(ヌ) カートリッジ交換作業によって汚れた床は、モップ等により掃除を行う。

(3) その他

(イ) 交換作業は、指定された日の午前8時30分から午後5時15分までの間にすべて完了しなければならないため、活性炭の取り扱いに熟練した作業員によって行うこと。

(ロ) 使用済みの活性炭は、受託者が適正に処分すること。

(ハ) 床養生に使用するブルーシート、板及びクレーンは受託者が準備すること。

(ニ) カートリッジを上げ下げする電動チェーンブロックは受託者が準備すること。

(ホ) カートリッジのパッキンは受託者が負担すること。

(ヘ) カートリッジ及び活性炭の順番は決まっているため、正しく行うこと。

特 記 仕 様 書 3

1. 業務名

宇和島市浄化センター天井クレーン年次定期検査業務

2. 検査対象

番号	名称	型式	容量	揚程
①	揚砂ポンプ用チェーンブロック	ESSG010S	1 t	6m
②	コンテナ搬出用ホイスト	H2SM010H18IT	1 t	18m
③	反応タンク用チェーンブロック	ERSG010LD	1 t	10m
④	反応タンク用チェーンブロック	ERSG010LD	1 t	10m
⑤	機械搬入用チェーンブロック	ERM020L-S	2 t	12m
⑥	薬品搬入用チェーンブロック	DAM s - 1 w	1 t	5m

3. 検査内容

クレーン等安全規則第 34 条を基に年次の定期自主検査を行うこと。

定期自主検査には荷重試験を含み、試験に使用するウェイト（分銅）を用意すること。

検査状況の写真を撮影すること。

4. 検査結果報告書の作成

検査結果報告書を作成し、提出すること。

5. その他

(1) 故障又は異常等を発見した場合は、速やかに甲に報告し、指示を受けること。

(2) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、別途協議するものとする。

特 記 仕 様 書 4

1. 業務名

宇和島市浄化センター散気装置点検清掃業務

2. 業務場所

宇和島市浄化センター 水処理棟エアレーションタンク

3. 業務時期

毎年1回、エアレーションタンクの散気の状態に応じて実施時期を決定すること。

4. 業務の目的

エアレーションタンクの機能を正常に維持し処理機能の低下防止及び設備の長期使用を図るため点検及び保守を行う。

5. 業務の手順

1) 点検前準備・対象箇所切替作業

対象設備の点検に先立ち、運転への影響および水質悪化を防止するため、以下を実施する。

貯水槽の切替、送風量調整、流入水量調整、返送流量調整、終沈槽への流入調整、計装機器の調整

2) 安全防護対策の実施

作業時の災害防止のため、以下の安全対策を徹底する。

開口部への転落及び落下物防止措置、酸素欠乏症対策、吸排気装置の設置、酸素濃度測定、昇降時の転落防止対策

3) 内部清掃作業

設備内部の清掃を以下の要領で実施する。

雑用水・消泡水による洗浄、清掃水排水用の水中ポンプ設置、消化汚泥およびし渣の除去、散気装置（メンブレンディフューザー）の清掃

4) 点検・補修作業

以下に示す設備の状態確認および必要に応じた補修を行う。

架台点検、エア漏れ有無確認、腐食・穴あき状況確認、送気管点検、サポート部点検、散気板点検

5) 復帰作業・切替

点検完了後、通常運転へ復帰させる。

貯水槽の切替、送風量の復旧調整、流入水量の復旧調整、返送流入量の復旧調整、終沈流入量の調整、計装機器の再設定・調整

6) 作業終了確認

作業完了後、以下の確認を行う。

設備が正常運転状態であることを確認、異常音・異常振動・水質への影響の有無確認、作業場所の清掃・後片付け、作業記録および報告書の作成

特 記 仕 様 書 5

1. 業務名

宇和島市浄化センター汚泥沈降剤投入業務

2. 業務場所

宇和島市浄化センター 水処理棟エアレーションタンク

3. 業務時期

負荷変動により最終沈殿池の沈降性能の低下が見込まれる時期または発生時に実施するものとし、施設の運転状況及び水質状況に応じて適宜行うこと。

4. 業務の内容及び手順

最終沈殿池の汚泥界面、水質及び沈降状況等を適宜確認し、エアレーションタンクに沈降剤の散布をおこなう。

特記仕様書 6

物品調達管理要領

物品管理調達は、処理場の適正な維持管理に必要な薬品の調達及び管理で、業務内容は次のとおりである。

(1) 調達する物品は次のとおりとする。

① 水処理用薬品（固定費）

次の製品と同等以上のものとする。

調 達 品	品 名	調 達 量
高分子凝集剤	エバグロース CS-374D	4,920kg
次亜塩素酸ナトリウム (有効塩素 12.0%)	次亜塩素酸ソーダ	59,000kg
砂ろ過用固形塩素剤	スウィーパー JH30	90kg
スケール洗浄剤	ガードクリーン FC	10kg
汚泥沈降剤	エバカット/B-50 相当品	120kg

② 水質試験用試薬（固定費）

調 達 品	調 達 量
水質試験用試薬一覧による	水質試験用試薬 一覧による

- (2) 物品管理は、適切な品質・企画のものを調達し、設備機器運転等に影響が出ないようにしなければならない。
- (3) 物品管理は、物品管理台帳を作成し、常に在庫を把握するとともに的確に調達し、在庫不足による設備機器運転等に影響が出ないようにしなければならない。
- (4) 乙は、納入品及び量等を物品管理報告書に記録しなければならない。
- (5) 領収書（納品書）は全て写しをとり、物品管理報告書に添付しなければならない。
- (6) 乙が調達する物品については、契約開始日から1ヶ月以内にその在庫量を調査、確認し、物品それぞれの在庫量がどれだけあるかについて甲と乙の間で合意を得るものとする。
- (7) 乙は、契約終了時に(6)で合意を得た在庫量と同等の量を在庫として揃えなければならない。
- (8) 汚泥沈降剤は、負荷変動により最終沈殿池の沈降性能の低下が見込まれる時期または発生時に実施するものとし、施設の運転状況及び水質状況に応じて適宜行うこと。

(様式第1号)

マンホールポンプ日常点検記録

ポンプ場名：_____

点検日：令和____年____月____日

点検者：_____

測 定 項 目		測 定 結 果					判 定 基 準	判 定	
電 源 電 圧		V		V			202±20V, 101±6V	良・()	
運 転 時 間		1号	前月	時間	2号	前月	時間		
			今月	時間		今月	時間	大幅な偏りのないこと	良・()
運 転 回 数			前月	回		前月	回		
			今月	回		今月	回	大幅な偏りのないこと	良・()
運 転 電 流 値			A			A		定格値以下	良・()
ポンプ絶縁抵抗値			MΩ			MΩ		1MΩ以上	良・()

区分	点検内容	点検方法	判定基準	判定
マン ホ ー ル	マンホールふたの開閉状態、損傷	目視	異常、損傷がないこと	良・()
	マンホール内の異物、浮遊物の堆積	目視	清掃の必要性を判断すること	良・()
	槽内配管、ガイドパイプの外観状態	目視	異常、損傷、発錆のないこと	良・()
	動力、制御、水位計ケーブルの状態	目視	ねじれ、損傷のないこと	良・()
	流入バップルの状態	目視	ごみの付着がないこと	良・()
	マンホール接続部の状態	目視	ごみの付着がないこと	良・()
ポン プ ・ 水 位 計	運転時のポンプ、逆止め弁状態	運転	振動、異常音のないこと	良・()
	ポンプ吐水量	運転	正常であること	良・()
	ポンプ吊上チェーンの状態	目視	ねじれ、損傷、発錆がないこと	良・()
	水位計の設置状態	目視	異物の付着がないこと	良・()
	フロートスイッチの動作	強制作動	正常なバックアップ運転を行うこと	良・()
制 御 盤	制御盤の設置状態	目視	がたつき、損傷、発錆	良・()
	制御盤の内部状態	目視	ほこり、ごみ、結露がないこと	良・()
	各表示灯の点灯状態	目視	正しく点灯すること	良・()
	漏電遮断器の作動状態	動作確認	正常動作すること	良・()
	保護リレーの作動状態	動作確認	正常動作すること	良・()
	自動通報・監視装置の作動状態	動作確認	正常動作すること	良・()
記事				

(様式第2号)

マンホールポンプ定期点検記録1

ポンプ場名：_____

点検日：令和____年____月____日

点検者：_____

測 定 項 目	測 定 結 果				判 定 基 準	判 定
電 源 電 圧	V		V		202±20V, 101±6V	良・()
制 御 盤 絶 縁 抵 抗 値	電路A	引込開閉器盤 か ら 制 御 盤 主 幹 ブ レ ー カ ー	R－E	MΩ	1MΩ 以上	良・()
			S－E	MΩ	1MΩ 以上	良・()
			T－E	MΩ	1MΩ 以上	良・()
			R－S	MΩ	1MΩ 以上	良・()
			S－T	MΩ	1MΩ 以上	良・()
			T－R	MΩ	1MΩ 以上	良・()
	電路B	制 御 盤 内	R－E	MΩ	1MΩ 以上	良・()
			S－E	MΩ	1MΩ 以上	良・()
			T－E	MΩ	1MΩ 以上	良・()
	電路C	1 号 ポ ン プ	U－E	MΩ	1MΩ 以上	良・()
			V－E	MΩ	1MΩ 以上	良・()
			W－E	MΩ	1MΩ 以上	良・()
	電路D	2 号 ポ ン プ	U－E	MΩ	1MΩ 以上	良・()
			V－E	MΩ	1MΩ 以上	良・()
			W－E	MΩ	1MΩ 以上	良・()
	電路E	制 御 回 路	X－E	MΩ	1MΩ 以上	良・()
			Y－E	MΩ	1MΩ 以上	良・()
	1 号		2 号			
運 転 時 間	時間		時間		大幅な時間差のないこと	良・()
運 転 電 流 値	A		A		定格値以下	良・()
ポンプ絶縁抵抗値	U－E MΩ		U－E MΩ		1MΩ 以上	良・()
	V－E MΩ		V－E MΩ		1MΩ 以上	良・()
	W－E MΩ		W－E MΩ		1MΩ 以上	良・()
記事						

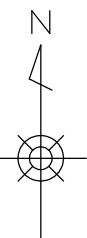
マンホールポンプ定期点検記録2

ポンプ場名：_____

区分	点検内容	点検方法	判定基準	判定
マン ホ ー ル	マンホールふたの開閉状態	目視	異常、損傷がないこと	良・()
	マンホール内の異物、浮遊物の堆積	目視	清掃の必要性を判断すること	良・()
	槽内配管、ガイドパイプの外観状態	目視	異常、損傷、発錆のないこと	良・()
	動力、制御、水位計ケーブルの状態	目視	ねじれ、損傷がないこと	良・()
	流入バップルの状態	目視	ごみの付着がないこと	良・()
	マンホール接続部の状態	目視	ごみの付着がないこと	良・()
ポ ン プ	ポンプの外観状態	目視	損傷、発錆がないこと	良・()
	羽根車の状態	目視	摩耗、異物絡み付きがないこと	良・()
	潤滑油の状態	抜取	必ず交換すること	良・()
	運転時のポンプ、逆止め弁の状態	運転	振動、異常音がないこと	良・()
	ポンプ吐出水量	運転	正常であること	良・()
	ポンプ吊上チェーンの状態	目視	ねじれ、損傷、発錆がないこと	良・()
	着脱装置の状態	目視	スムーズに着脱ができること	良・()
水 位 計	水位計の設置状態	目視	異物の付着がないこと	良・()
	投入圧力式、気泡式水位計の動作	強制作動	正常な運転を行うこと	良・()
	フロートスイッチの動作	強制作動	正常なバックアップ運転を行うこと	良・()
	水位計の設定水位	目視	設計通りであること	良・()
制 御 盤	制御盤の設置状態	目視	がたつき、損傷、発錆がないこと	良・()
	制御盤の内部状態	目視	ほこり、ごみ、結露がないこと	良・()
	各表示灯の点灯状態	目視	正しく点灯すること	良・()
	漏電遮断器の作動状態	動作確認	正常動作すること	良・()
	保護リレーの作動状態	動作確認	正常動作すること	良・()
	自動通報・監視装置の作動状態	動作確認	正常動作すること	良・()
記事				

位置図

S=1:10000



宇和島港

坂下津マンホールポンプ場

浄化センター

宇和島市浄化センター

和霊東町マンホールポンプ場

大宮町(2)マンホールポンプ場

大宮町(1)マンホールポンプ場

野川3区No.2マンホールポンプ場

野川3区マンホールポンプ場

位置図

縮尺	1/10000
業種	土木
業務所	宇和島市 浄化センター
業務名	宇和島市 浄化センター 運転保守管理業務
図面名	宇和島市 浄化センター 位置図
縮尺	1/10000
業種	土木
業務所	宇和島市 浄化センター
業務名	宇和島市 浄化センター 運転保守管理業務
図面名	宇和島市 浄化センター 位置図